

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成26年8月25日第1回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員
(公選) 鮫島達・雨田勇・濱脇嘉則・上妻廣美
 小山田弘幸・日高隆克・赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義
(選任) 戸田和代・久保田純一・石堂季男・日高信行
3. 欠席委員
(公選) なし
(選任) なし
4. 日程
 日程第1 会議録署名委員の指名
 日程第2 会期の決定の件
 日程第3 議案第1号 農地法第3条申請について
 日程第4 議案第2号 農地法第4条申請について
 日程第5 議案第3号 農地法第5条申請について
 日程第6 議案第4号 非農地証明について
 日程第7 議案第5号 買受適格証明について
 日程第8 議案第6号 中種子町農業委員会農地パトロール実施要領案について
 日程第9 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について
5. 議事
(議 長) それでは、ただいまから、平成26年第1回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、3番雨田委員、5番赤坂委員を指名します。
(議 長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
(委 員) 異議なし。
(議 長) 異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
(議 長) 日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。
(事務局) はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数7件、筆数9筆、面積24,736㎡、畑23,817㎡、田919㎡。使用貸借権、件数1件、筆数4筆、面

積 5,798 m², 畑 5,798 m²。計で件数8件, 筆数13筆, 面積 30,534 m², 畑 29,615 m², 田 919 m²でございます。ご審議の程, よろしく願いいたします。

(議長)次に第1項の順位1について, 担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい。7番戸田です。第1項, 順位1について説明いたします。去る8月19日, 午後5時より譲受人, ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在, 大字増田, 字○○, 地番○○○-5, 地目田, 面積919 m²です。譲渡人, 住所 熊毛郡中種子町増田○○○番地, ○○○○さん。譲受人が, 住所 熊毛郡中種子町増田○○○番地, ○○○○さん。申請理由は, 譲渡人が贈与, 譲受人が受贈となっております。場所については, 増田小学校を○○○の方に行きまして, 約150m, 200m 近く行きまして, ○○に入っていきますと, ○○○○がありまして, 向かいの田浦に出てきます。そこから, ○番目の大きな道を○に入って, 左手の5番目の田んぼです。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様方のご審議の程を宜しく願いいたします。これは所有権移転で, 元は○○さんの土地だったものを事情がありまして, ○○さんの土地になおしておいて, また元に戻るということです。以上宜しく願いいたします。

(議長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありますか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから, 審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に, 第1項の順位2について, 担当調査委員の9番久保田委員の説明をお願いします。

(9番委員)第3条第1項順位2について説明いたします。去る8月18日, 譲受人の○○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在, 大字増田, 字○○, 地番○○○○○-1, 地目畑, 面積1,756 m²。大字増田, 字○○, 地番○○○○○-1, 地目畑, 面積2,082 m²。大字増田, 字○○, 地番○○○○○-1, 地目畑, 面積879 m²。畑計4,717 m²です。譲渡人, 住所 愛知県安城市○○○○○○番地1, ○○○○さん。譲受人, 住所 熊毛郡中種子町増田○○○○番地2, ○○○○さん。申請理由は, 譲渡人が贈与, 譲受人が受像となっております。場所については, 古房集落○○地域内でございます。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

人のいわゆる墓地をですね、ずっとみているというようなことで、非常にお世話になっているからということで、形式的に〇〇万だということではしたんだそうです。私も気にはなっていたんですが、そういう事情がありますということでしたから、いいでしょうということで、聞き取り調査をしましたところでは。皆さんの審議を宜しく願います。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に、第1項の順位5について、担当調査委員の3番雨田委員の説明をお願いします。

(3番委員)はい。3番雨田勇です。3条所有権移転第1項順位5について聞き取り調査の現地調査の説明をいたします。去る8月19日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在は、大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積943㎡です。譲渡人、住所 千葉県松戸市〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、さっきの場所とほとんど同じ、隣の畑です。これもですね、理由があって、本人が千葉県にいますけども、〇〇さんに非常にお世話になっているということで、〇〇さんに譲ったというような話でした。価格もさっきと同じくらいの価格ということでした。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様の審議の程をよろしく願います。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) はい、備考の欄で相手方の要望と、経営拡張ということで、委員さんの方には説明をしてもらったんですけども、この土地については、先程の前の案件とかぶってますので、この土地については贈与による所有権移転ということで備考は〇〇さんの方が贈与、〇〇さんの方が受像となっております。以上です。

(3番委員)すみません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に、第1項の順位6について、担当調査委員の13番日高隆克委員の説明をお願いします。

(13番委員)議案第1号第1項の農地法第3条申請順位6について説明いたします。去る8月8日、譲受人、〇〇〇〇さんの父親にあたる代理人の〇

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、第2項の順位1について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい。7番戸田です。議案第1号第2項農地法第3条申請について、使用貸借権の順位1について説明いたします。去る8月18日、午前10時より、借人、〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇-17、地目畑、面積3,013㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-17、地目畑、面積1,501㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-22、地目畑、面積830㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-84、地目畑、面積454㎡です。合計で5,798㎡です。地目は畑です。貸人、住所 熊毛郡中種子町増田〇〇〇〇番地17、〇〇〇さん。借人、住所 熊毛郡中種子町増田〇〇〇〇番地40、〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始による貸借です。貸借の内容については無償による貸借期間3年の使用貸借権の設定です。場所については、中線をずっと行きますと二十番のアイショップに突き当たります。それを〇に入っていくと、100m程行きますと、また左に折れます。で、〇〇mくらい行きますと〇〇〇さんの自宅に突き当たります。その前後の4枚の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。この、〇〇〇さんという方は昨年、地元に戻りまして、11月頃、農業を始めたいということで、〇〇〇さんのお兄さんから弟の〇〇さんが借りるという調査でございました。宜しくお願いいたします。

(議長)事務局からの補足説明はありますか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決をします。議案第1号第1項順位1から順位7、第2項順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転順位1から順位7、使用貸借権順位1については、許可することに決定します。

(議長)次に日程第4、議案第2号「農地法第4条申請について」を議題とします。第1項について、担当調査委員の8番鮫島安平委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい。8番鮫島です。議案第2号第1項農地法第4条申請について

説明いたします。去る8月15日、9時半より、赤坂委員、小山田委員、濱脇委員、事務局より徳永局長、古田係長、日高くん、申請人の〇〇〇〇〇さん、立ち会いの下、調査をいたしました。申請人、〇〇〇〇〇、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地2。申請農地の表示、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目山林、地積496㎡。大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇番2、地目墓地、地積3.51㎡。計499.51㎡。転用目的、一般住宅、申請理由、現在、母と住んでいる家を、種子島に帰郷してくる姉夫婦に譲り、自己の申請地に家を新築したい。実現性あり。土地利用規制等、都市計画区域内、農振農用地外、2種農地、学校、庁舎、病院より500m以内の農地。棟数・面積等、居宅1棟115.52㎡、倉庫1棟31.59㎡。計147.11㎡。建ぺい率29.45%。場所については、太陽の里入り口、〇〇〇〇〇があります。手前に中種子町の〇〇〇〇〇を含んだ〇〇〇〇〇があります。その手前に、こちらから行きますと左手の反対側の畑です。調査の結果、何の問題もないと判断いたしましたけども、委員の皆さま方のご審議の程、よろしくお願い致します。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(3番委員)はい。

(議長)はい、3番、どうぞ。

(3番委員)ちょっと、お尋ねしますけども、地目はですね、山ということですけども、現在は畑ですか。

(8番委員)現在は畑です。申し訳ございません。報告忘れておりました。現況は畑でございます。以上です。

(3番委員)はい、わかりました。

(議長)他にありませんか。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ございません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号第1項については、決定することにご意義ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って、議案第2号農地法第4条申請の第1項については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。

(議長)次に日程第5、議案第3号「農地法第5条申請について」を議題とします。第1項について、担当調査委員の1番鮫島達委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番鮫島です。議案第3号第1項農地法第5条申請について説明いたします。申請人、譲受人、〇〇〇さん、住所 西之表市住吉

〇〇〇〇番地。譲渡人、〇〇〇さん、住所 西之表市住吉〇〇〇〇番地。申請農地の表示、大字牧川、字〇〇、地番〇〇〇番1、地目畑、地積 1,752 ㎡。大字牧川、字〇〇、地番〇〇〇番2、地目雑種地、地積 536 ㎡。計 2,288 ㎡となっております。転用目的、農業用倉庫。申請理由、譲受人は、さとうきび精脱葉施設を格納する農業用倉庫を建築したい。実現性はあります。土地利用規制等、都市計画区域外、農振農用地外、2種農地、その他の農地。棟数・面積等、倉庫1棟 96 ㎡、サトウキビ置場 604 ㎡、計 700 ㎡。建ぺい率 30.59%になっています。この案件につきましては、先般8月15日午前10時30分より、濱脇会長、雨田委員、石堂委員、事務局より徳永局長、古田係長、日高憲史さん、申請人の〇〇〇さん立ち合いの下に現地調査を実施いたしました。場所につきましては、国道58号線の西之表深川と中種子町牧川の堺のところの農道を東に〇〇 m 程行ったところの右手上の畑でございます。この案件は、国の事業で、強い農業づくり交付金を利用し、さとうきび精脱葉施設を格納する農業用倉庫を建築するものです。申請地は若干平坦にするよう工事するのみで、ほぼ現状のまままで利用することです。隣接地には田園がありますが、一段高い位置にあり、平屋建ての倉庫を建設するため、日照・通風等についても、影響はありません。また排水についても、入り口道路に公共用側溝が設置されていますので、排水による害もないと思われます。資金面についても、国の事業の補助金及び、自己資金で残高証明等も添付されております。現地で検討しました結果、周辺への支障もないものと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひします。

(議 長)ご苦労さまでした。現地に行きした委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(委 員)ございません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第2項について担当調査委員の1番鮫島達委員の説明をお願ひします。

(1番委員)はい、1番鮫島です。議案第3号第2項農地法第5条申請について説明いたします。申請人、譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地1。譲渡人、〇〇〇さん、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地1。申請農地の表示、大字納官、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番7、地目畑、地積 500 ㎡。転用目的、一般住宅。申請理由、現在借家住まいで手狭なため、申請地を購入し、住宅を新築したい。実現性はあります。土地利用規制等につきましては、都市計画区域外、農振農用地内、2種農地、その他の農地でございます。棟数・面積等、居宅1棟 92.05 ㎡、車庫1棟 28.5 ㎡、合計 120.55 ㎡。建ぺい率は 24.11%

となっております。この案件につきましては、先般8月15日午前10時00分より、濱脇会長、日高委員、久保田委員、事務局より徳永局長、古田係長、日高憲史さん、申請人の〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、国道58号線の浜津脇集落、〇〇〇〇さんの住宅のところより、東へ坂道を約300m上がったところの右手の畑でございます。この案件は、現在借家住まいで手狭なため、申請地を購入し、一般住宅を新築するものです。申請地は、造成を行わず、現状のままで利用するとのことで、排水計画においても、合併浄化槽を設置し、側溝に放流し、被害防除計画書記載等の措置をとり、建物の高さも低く、周辺の農地の日照、通風等についても影響ありません。資金計画においても、残高証明及び、融資証明も添付されております。町地域定住支援事業の補助金を利用するもので、実現確実と思われれます。現地で検討いたしました結果、周辺への支障もないと思われれます。皆様のご審議の程を宜しく申し上げます。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(委員)ございません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(11番委員)はい。

(議長)はい、11番。

(11番委員)11番、日高です。土地利用規制等につきまして、農振農用地内であるというふうなことでございますけども、建設課との関係、県との関係、こちら辺は問題ないわけですか。除外はできるわけですか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい、事務局からです。今、除外申請中で除外はできます。今、県に手続き中です。

(11番委員)わかりました。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号、第1項から第2項については決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号農地法第5条申請の第1項から第2項については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。

(議長)次に日程第6、議案第4号「非農地証明について」を議題とします。第1項について担当調査委員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12 番委員)はい、12番下村です。議案第4号第1項非農地証明について説明いたします。土地の所在、大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番4、台帳地目田、面積28㎡、現況地目宅地。所有者又は登記名義人、〇〇〇〇、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地13。現況地目となった経過及びその事由等。土地登記簿の地目は田であるが、平成12年から耕地として利用せず、現況は宅地となっております。この案件につきましては、先般8月15日午前9時より、濱脇会長、上妻委員、日高信行委員、事務局より徳永局長、古田係長、日高憲史さん、申請人の代理人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さん、立ち会いの下、現地調査を実施いたしました。場所といたしましては、栄町十文字を上中線に向かいまして、熊野・油久線に入る、すぐ右側に〇〇〇〇〇〇さんの借家が2件あります。その〇〇〇〇〇〇〇の隅っこのほうでございます。この件につきましては、平成12年から耕地として利用せず、現況は宅地となっております。今回〇〇〇〇〇〇さんが購入し、名義変更をするため、調べたところ、地目が田であることがわかり、宅地に登記したいとのことで、申請になりました。現地で検討しました結果、地積も狭く田に復元するには不可能であると判断しましたので委員の皆様方のご審議を宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(委員)ございません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(3番委員)はい、いいですか。

(議長)どうぞ。

(3番委員)3番、雨田です。現状の地目となっている、経過及び事由ですけども、土地登記簿は田んぼであったと。それで、平成12年から耕地として利用せず、現状は宅地となっておりますということですけども、平成12年頃は土地規制のあれはなかったんですか。田んぼとか畑に届けもせず家を造るっていうことは、なかったの。

(12番委員)これは〇〇〇〇〇〇さんの田んぼだったわけです。それを〇〇〇〇〇〇さんが買ってあって、それで、いざ申請をすることになったら、ここに〇〇〇〇〇〇さんが少し入っていたというふうなことで、今回このような申請が上がってます。

(3番委員)だから、私が言うのは、田んぼであったのに、あそこを埋めて宅地をしたと思うんですよ。私は現状をその頃知っておりましたから。なんで田んぼを埋めてですね、宅地にして、まあそれは家を造ったのはいいんでしょうけども、現在はそういうことはできないということでしょう。それで今の町山崎のところ、圃場整備のところ、家を造って現実に建てていて、家がしっかりと建ったのを不正をされて、解いた

ことがあるんですよね。これはだめですと。いわゆる農地と、そこは規制されているからということ。家を解いてやったことも、その当時は2件ぐらいあったと思うんですよ。それで私もその頃は新興糖業に勤めておったから、そんなもんかなと思っていましたけど、現状で、平成12年だったら規制があったと思うんだけど。平成12年じゃないんじゃない、もっと先じゃない？

(2番委員)いいですか。2番。

(議長)どうぞ、2番。

(2番委員)面積が28㎡だから、その造る時におそらく、そこは家を造るときに最初から外したからということじゃないかな。

(3番委員)だからって、土地は土地だから20㎡だろうが10㎡だろうが、それを届け出をしないとだめだろうと思うんですけども。

(議長)まず、事務局に、平成12年頃から耕地として利用せずと申請書ではなっておりますけども、現地ではそのように証明されたんですか。その以前から耕作をしてないと、水田として利用していないというような表現だったと思うんですけども。

(議長)それでは私の方から一言。私も現地に立ち会いました折に、立ち会い人の折戸さんの方から、平成12年以前から国道のバイパスを造るときに、県道の取り付け道路の側面がありますけども、その残りの土地であり、その当時から水田としては利用していなかったというふうなことを聞いております。そして、それから実際借家を建てたのは平成12年頃だと聞いております。従って、それ以前からこの土地は水田ではなかったというふうに聞いておりますので、そのように解釈しております。下村委員そのような説明でしたよね。

(12番委員)はい、いいです。

(議長)3番、雨田委員よろしいですか。それで。

(3番委員)納得はいかないけど、いいです。

(議長)他に質疑はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決を行います。議案第4号、第1項については、許可することにご意義ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第4号「非農地証明について」の第1項については許可することに決定しました。

(議長)次に日程第7、議案第5号「買受適格証明について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の6頁をお開き下さい。議案第5号買受適格証明願いについて説明いたします。申請人氏名 ○○○○、住所 鹿児島県熊毛郡中種子町野間○○○○番地。土地の所在、大字納官、字○○○、地番○○○○-20、登記簿畑、現況畑、面積991㎡、所有者名 ○○○○。

大字納官，字〇〇〇，地番〇〇〇〇－２１，登記簿畑，現況畑，面積 13,689 ㎡，所有者 〇〇〇。競売の内容につきましては，入札日が平成 26 年 8 月 12 日から平成 26 年 8 月 27 日。鹿児島地方裁判所。競売物件は平成 26 年（ケ）第 6 号での物件となっております。この申請人の適格証明について皆さんの審議を宜しくお願いいたします。以上です。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)はい。

(議 長)どうぞ，3 番。

(3 番委員)3 番雨田です。所有者の〇〇〇さんは二十番の人かな。

(事務局)はい。

(議 長)他に質疑・意見はありませんか。

(1 番委員)はい。

(議 長)1 番どうぞ。

(1 番委員)どこら辺かなというのがちょっとイメージがわからないんですけど。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい。場所については新空港，中線を西之表方面に向かいまして，空港の整備道路を一番北側ですね。そこを〇に入っていきます。そこを入りまして，空港沿い，空港のすぐ先端の畑になります。今まではですね，カヤ畑のような感じでありまして，敷地的には 2 筆で 14,680 ㎡とすごい広い畑となっております。ちょうど新空港の北側です。よろしいですか。

(1 番委員)はい。

(議 長)他に質疑・意見はありませんか。日高委員ありますか。質疑ありますか。

(11 番委員)いえ。

(議 長)他に質疑ありますか。

(8 番委員)はい。

(議 長)8 番どうぞ。

(8 番委員)池山さんがこの農地を競売としてとって，農業をする意志はあるんでしょうか。

(議 長)事務局いいですか。

(事務局)はい。もちろん農業は土地がありまして。3 条申請と同じ関係ですので，同じ書類をつけてもらって，申請を出してもらっています。これで，今まず入札ができるかどうかという判断をこちらでしてもらって，この期間内に入札をしたら，また 3 条申請を出すようなかたちです。あるという方向で入札は出しております。以上です。

(8 番委員)わかりました。

(議 長)他に質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決をします。議案第5号については許可することにご意義ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「買受適格証明について」については、許可することに決定しました。

(議長) 次に日程第8，議案第6号，中種子町農業委員会農地パトロール実施要領案について，事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい。議案第6号，中種子町農業委員会農地パトロール実施要領案について説明します。資料は，配布した，中種子町農業委員会農地パトロール実施要領案についてです。農業委員会の所掌事務の中に農地パトロールを実施することとあります。さらに，この実施要領を総会で決定し，実施することとなっておりますので今回議案として提出しております。ご存じのように，農地パトロールというのは，パトロール月間を決めて，町内全部の農地の利用状況を調査し，さらに，耕作放棄地などを確認することです。従って，各農業委員の方は担当地域の全ての農地を見て回り，利用者に適正な利用を求めたり，荒廃地については今後どうしたらいいか，本人の意向を聞いたりすることが本来の目的です。尚，農業委員会では毎年，全員で合同農地パトロールをこの会の後に行ってますけれども，これは委員全員の判断の基準統一を行うためにしております。ということです。農地パトロール実施要領については以上です。

(議長) これから，審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員) ありません。

(議長) それでは，これから採決を行います。議案第6号「中種子町農業委員会農地パトロール実施要領案について」は原案通り，可決することにご意義ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって，議案第6号「中種子町農業委員会農地パトロール実施要領案について」は，許可することに決定しました。

(議長) 次に日程第9，承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料の7頁をお開きください。承認第1号農用地利用集積計画の承認について説明いたします。平成26年8月29日を公告日とする利用権設定，所有権移転1件，賃貸借権9件，筆数17筆，面積32,304㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。尚，詳細については資料の8頁から19頁に添付しております。ご審議の程をよろしく申し上げます。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員) ございません。

(議長) 質問やご意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。

(議長) これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成26年第1回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者